

加茂市こども計画

概要版

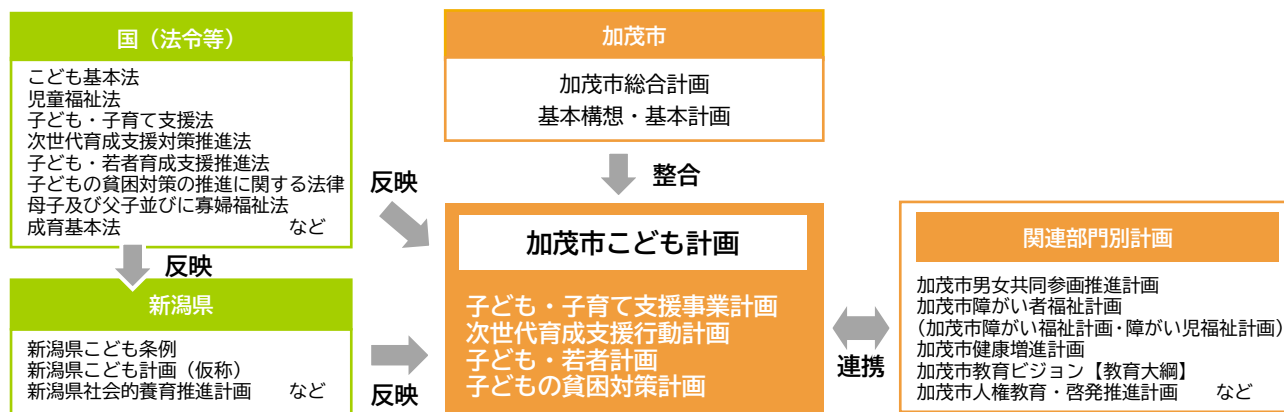
計画策定にあたって

<加茂市こども計画の位置付け>

本計画は、こども基本法に基づき、加茂市における「市町村こども計画」として、「すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」である“こどもまんなか社会”の実現を目指し、地域社会全体でこども施策を推進するために策定するものです。また、下記に掲げることにも関する法定計画を包含させ、一体的に取り組みます。

名称	根拠法
こども計画	こども基本法 第10条
子ども・若者育成支援計画	子ども・若者育成支援推進法 第9条
子どもの貧困対策計画	子どもの貧困対策の推進に関する法律 第9条
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法 第61条
次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法 第8条

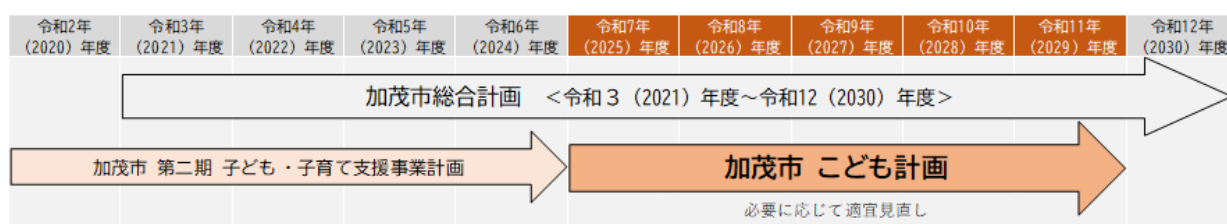
なお、本計画は、「加茂市総合計画」の個別分野計画として位置付け、総合計画の方向性を踏まえ、策定・進捗管理を行います。加えて、他の関連する個別分野計画との整合性を図ることとします。



<計画の期間>

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。



計画の基本理念と考え方

【基本理念】

あふれる笑顔 かがやく未来 こどもたちが主役のまち

次代を担うすべてのこども・若者が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができる環境の整備が必要となります。合わせて、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、地域社会全体として様々なこども施策に取り組むことが重要です。

本計画では、加茂市第二期子ども・子育て支援事業計画の基本理念を継承し、地域全体でこどもや子育て家庭への理解を深め、安心して子育てができるまちづくりを推進します。

すべてのこどもや若者が主役となり、将来に希望を持って心豊かに育ち、合わせてその親が喜びや生きがいを感じながら子育てができる、笑顔があふれるまちの実現を目指します。



計画の基本目標及び概要について

本計画では、基本理念の実現に向けて、6つの基本目標を掲げ、すべてのこども・若者を一体的に支援します。

基本目標Ⅰ こどもを安心して産み育てることができるまちづくり

こどもの誕生前～ 幼児期 (0～6歳)	(1) 妊娠・出産・育児の切れ目のない支援 (2) 多様なニーズに応じた子育て支援サービスの充実 (3) 質の高い幼児期の教育・保育の推進
---------------------------	---

〈基本目標Ⅰの概要〉

- 妊娠・出産・子育て期を通して、切れ目のない支援を行い、子育て家庭が抱える様々な不安や負担感等の軽減を図ります。
- こどもの成長段階に応じた情報提供や相談体制の強化・充実を図ります。
- 質の高い教育・保育の受け皿の確保に努めるとともに、子育て家庭の様々なニーズに応じた多様で柔軟な子育て支援サービスを提供します。
- こどもや子育て家庭が相互に交流できる機会の充実及び相談体制の強化により、子育て親子の孤立化防止を図ります。



基本目標Ⅱ こどもが健やかに成長できるまちづくり

学童期・思春期 (6～18歳)	(1) こどもの学びを支えるための施策の推進 (2) こどもの心と体の健やかな育成 (3) こどもの居場所づくりの推進
--------------------	---

〈基本目標Ⅱの概要〉

- 一人ひとりの個性に応じて、豊かな人間性と生きる力が形成できるよう、こどもの年代に応じた教育環境の向上に努めます。
- こどもが悩みごとを抱え込むことのないよう気軽に相談できる環境整備と適切に支援できる体制づくりに努めます。
- 安心して過ごし、交流できるこどもの居場所づくりに努めます。
- こどもの成長段階に応じた情報提供や相談体制の強化・充実を図ります。

基本目標Ⅲ 若者が自立できるまちづくり

青年期 (18～39歳)	(1) 若者の生活基盤の安定に向けた支援 (2) 若者の心と体の健全な育成
-----------------	--

〈基本目標Ⅲの概要〉

- 就労による所得の確保や家計改善など、経済的な安定につながる取組を活用し、若い世代の自立を支援します。
- 若者の視点に立ち、多様な価値観・考え方が許容される地域づくりに努めます。
- 若者がバランスよく“Well-being”※を高められるよう、ライフステージに応じた健康増進に取り組めます。

※Well-being：身体的・精神的・社会的に良好な状態（子供・若者育成支援推進大綱（令和3年4月子ども・若者育成支援推進本部））

基本目標Ⅳ こども・若者のライフステージを通じた支援

すべての こども・若者	(1) こどもの権利の尊重 (2) 児童虐待防止対策等の推進 (3) 配慮が必要なこどもとその親への支援 (4) 「食育」の推進 (5) 多様な体験を通じた豊かな心の育成 (6) 子育てしやすい安全・安心な生活環境整備
----------------	--

〈基本目標Ⅳの概要〉

- こどもの権利を保障し、多様な体験を通して心身ともに健やかに成長できるよう支援します。
- 障がいや配慮が必要なこどもを支援するとともに、その親に寄り添い、自信とゆとりを持って子育てができるよう、支援の充実を図ります。
- 関係機関・団体等との連携を密にし、児童虐待の発生予防及び早期発見への体制強化を図ります。
- 子育てに優しく、思いやりのある安全・安心なまちづくりのために、交通安全や防犯意識の向上に取り組めます。



基本目標Ⅴ こどもを育てる親を支えるまちづくり

子育て当事者	(1) 子育てに関する経済的な支援 (2) こどもを取り巻く貧困対策の推進 (3) 子育てと仕事の両立支援 (4) 子育て相談支援及び子育て情報提供の充実
--------	--

〈基本目標Ⅴの概要〉

- 子育てや教育・保育に関する経済的支援の充実に努めます。
- こども・若者の将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、必要な環境整備に努めます。
- 保護者が子育てと仕事との調和を図り、協力して子育てができるよう、意識啓発等を図ります。
- 必要な人に必要な支援がとどく仕組みづくりに努め、積極的な情報発信を図ります。

基本目標Ⅵ 地域で子育てを支えるまちづくり

こどもと子育て当事者を取り巻く環境	(1) 地域における子育て支援ネットワークの充実 (2) 地域で子育て支援を推進する取組
-------------------	---

〈基本目標Ⅵの概要〉

- 地域全体で子育てを支える体制を強化し、子育て家庭を含めた子育て支援者等が情報交換や支え合いを通じて子育ての悩みを共有し解決できるように支援します。
- 安心して子育てを行えるよう状況に応じた柔軟な支援体制、子育て支援者等のネットワークの充実を推進します。
- 子育てに楽しみや喜びを見出し、地域とのつながりを深められる取組や機会の充実を図ります。

教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業について

すべてのこどもが健やかに成長できる社会の実現に向けて、本計画では、教育・保育事業のほか、利用者支援事業、延長保育事業、病児保育事業など19の地域子ども・子育て支援事業について事業の量の見込み、提供体制の確保及び実施時期について定めています。

計画の推進について ～進行管理～

本計画の進行を適切に管理するため、PDCAサイクルに基づき、基本目標、個別事業ごとに毎年度点検、評価を行います。

加茂市こども計画 概要版

発行：加茂市

編集：加茂市 こども未来課 こども未来係

電話：0256-52-0080（代表）

